

居宅介護支援重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業者： ケアセンターふれあい

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 042-380-8131
 受付時間 平日 午前9時から午後6時まで
 担 当 加藤雅代
 ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. ケアセンターふれあいの概要

(1) 指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアセンターふれあい
所在地	東京都小金井市本町6-13-17 タカギビル8 302号室
事業所の指定番号	東京都 第1374100905号
サービスを提供する 実施地域※	小金井市 国分寺市 武蔵野市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名
 介護支援専門員 常勤3名（内管理者兼務1名）

(3) 営業時間

月～金曜日（祝日を除く） 午前9時から午後6時まで
 （祝日および12月30日～1月3日は休業）

3. 事業所の目的と運営方針

（事業所の目的）

ケアセンターふれあいの従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（事業所の運営方針）

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。さらに地域との結びつきを重視し、関係区市町村及び各種の医療・福祉サービスを提供するものと綿密な連絡をとり、総合的なサービスにつとめかす。

従業者は利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、必要な日常生活の援助を行うことにより、利用者の身体機能の向上及び維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的な負担を軽減できるよう努めます。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

5. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援利用料 付属別紙3参照

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

TEL：042-380-8131

FAX：042-380-8132

担当者：加藤雅代

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

東京都国民健康保険団体連合会介護保険部相談指導課

TEL03-6238-0177 FAX03-5326-0984

小金井市役所介護福祉課介護保険係

TEL042-387-9822 FAX042-384-2524

国分寺市役所福祉保健部介護保険課

TEL042-325-0111 FAX042-359-3354

武蔵野市役所健康福祉部高齢者支援課

TEL0422-60-1846 FAX0422-60-9218

国立市役所健康福祉部高齢者支援課

TEL042-576-2111 FAX042-576-0264

小平市役所健康福祉部介護保険課

TEL042-346-9539 FAX042-346-9498

7. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社オアシス
設 立	平成 19 年 8 月 9 日
所在地・電話	東京都小金井市本町 6-13-17 タカギビル 8 302 号室 代表取締役 加藤雅代 電話 042-380-8131
事業内容	介護保険法による居宅介護支援事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業 介護保険対象外の在宅介護サービス事業 地方自治体（区市町村）から介護被保険者認定調査業務の受託
営業所数等	居宅介護支援事業所：一ヶ所 訪問介護事業所：一ヶ所 介護予防訪問介護事業所：一ヶ所

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

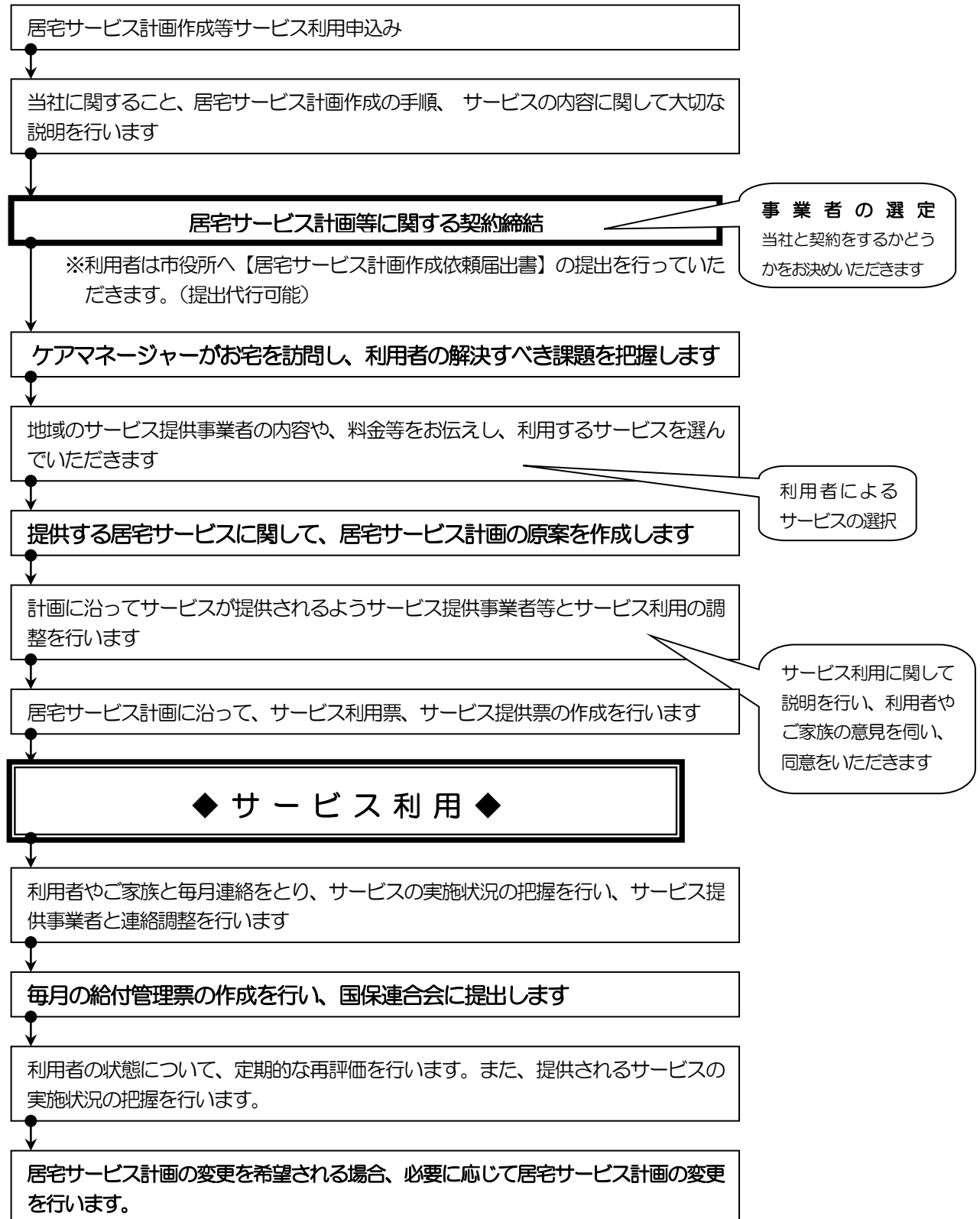
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 (所在地) 東京都小金井市本町 6-13-17 タカギビル 8 302 号室
(名称) ケアセンターふれあい
(指定番号) 東京都第 13741000905

(代表者) 代表取締役 加藤 雅代 印

(管理者) 青木 理恵 印

(説明者) 印

私は、契約書及び本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者
住所

氏名 _____ 印 _____

署名代行者

私は、本人の意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係

住所

氏名 _____ 印 _____